

○東大阪都市清掃施設組合不利益処分 of 審査に関する規則

平成29年12月15日

東大阪都市清掃施設組合公平委員会規則第1号

東大阪都市清掃施設組合不利益処分 of 審査に関する規則（昭和42年東大阪都市清掃施設組合公平委員会規則第1号）の全部を改正する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第8項及び第51条の規定に基づき、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分（以下「処分」という。）の審査の請求の手続き及び審査の結果執るべき措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規則で「当事者」とは、審査請求人及び処分者をいう。

- 2 処分について、審査を請求する者を審査請求人と、処分を行ったものを処分者という。ただし、処分者が当該処分を行った後に船いてその職を去った場合には、その職又はこれに相当する職に在る者を処分者とみなす。

（代理人）

第3条 当事者は、必要があるときは代理人を選任し、及び解任することができる。

- 2 委員会は、審理の円滑迅速な進行と公正な運営を期するため必要があると認めるときは、代理人の数を制限することができる。
- 3 当事者は、代理人を選任し、又は解任した場合には、その者の氏名・住所及び職業を委員会に届け出なければならない。

（代理人の権限）

第3条の2 代理人は、当事者のためにその事案の審査に関し必要な行為をすることができる。ただし、審査請求の全部又は一部を取り下げることにはできない。

- 2 代理人の行った行為は、当事者が直ちに取り消し、又は訂正したときはその効力を生じない。

第2章 審査請求

（審査請求）

第4条 法第49条の2第1項の規定による審査請求をする者は、審査請求書正副各1通を委員会に提出しなければならない。

- 2 審査請求書には、次の各号に掲げる事項を記載し、審査請求人が署名しなければならない。

- (1) 審査請求人の氏名・住所・生年月日及び職業。ただし、その者が現に職員である場合には、氏名・住所・生年月日及び職並びに所属課
- (2) 審査請求人の処分を受けた当時の職及び所属課

- (3) 処分者の職及び氏名
- (4) 処分の内容及び処分を受けた年月日
- (5) 処分のあったことを知った年月日
- (6) 処分に対する不服の理由
- (7) 審査請求人の求めようとする裁決の要旨
- (8) 口頭審理を請求する場合にはその旨及び公開・非公開の別
- (9) 法第49条第1項又は第2項に規定する処分説明書（以下「処分説明書」という。）の交付を受けた年月日。ただし、処分説明書が交付されなかったときは、その経緯
- (10) 審査請求の年月日

3 審査請求人が処分説明書の交付を受けたときは、審査請求書には正副ともに処分説明書の写し各1通を添付しなければならない。

4 審査請求書に記載した事項に変更を生じた場合には、審査請求人は、そのつどその旨を速やかに委員会に届け出なければならない。

（審査請求の受理及び却下）

第5条 審査請求書が提出されたときは、委員会はその記載事項及び添付書類並びに処分の内容・審査請求人の資格及び審査請求の期限等について調査し、審査請求を受理すべきかどうかを決定しなければならない。

2 前項に規定する調査の結果、審査請求書に不備の点があると認められるときは、委員会は、相当の期間を定めて、審査請求人にその不備を補正させることができる。ただし、不備の点が軽微であって、事案の内容に影響がないものと認められるときは、委員会は、職権でこれを補正することができる。

3 審査請求人が前項本文の場合において所定の期間内に不備を補正しなかったときは、委員会は、その審査請求を却下することができる。

4 委員会は、審査請求を受理すべきものと決定したときは、その旨を当事者に通知するとともに、処分者に審査請求書の副本を送付しなければならない。審査請求を却下すべきものと決定したときは、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

5 審査請求を受理した後において審査請求を却下すべき事由があることが判明したときは、委員会は、その審査請求を却下することができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

第3章 審査の手続

（審査の併合又は分離）

第6条 委員会は、適当と認めるときは、審査を併合し、又は分離することができる。

2 前項の規定により審査を併合し、又は分離して行なう場合においては、委員会は、その旨を当事者に通知しなければならない。

（代表者）

第6条の2 審査の併合に係る事案の審査請求人は、それらのうちから代表者1名を選任し、及び解任することができる。

2 審査請求人が代表者を選任し、又は解任したときは、その者の氏名を委員会に届け出なければならない。

3 代表者は、審査請求人のために、その事案の審査に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の全部又は一部を取り下げることはできない。

4 代表者が選任されている場合には、審査請求人に対する通知その他の行為は、代表者にすれば足りるものとする。

(審理の指揮)

第7条 委員会の行う審理は、委員長がこれを指揮する。ただし、委員会は、必要があると認めるときは、委員の1名を審査長に指名して委員長の審理の指揮に関する権限を行わしめることができる。

2 前項の指名は、何時でもこれを変更することができる。

(書面審理)

第8条 委員会は、書面審理を行う場合においては、処分者に対し、期限を定めて答弁書正副各1通の提出を求めるものとする。

2 委員会は、審査請求人に対し、処分者の提出した答弁書の副本を送付し、期日を定めて反論書正副各1通の提出を求めるものとする。

3 委員会は、反論書が提出された場合には、処分者にその副本を送付するものとする。

4 委員会は、当事者に対し、必要な事項につき釈明を求め、書面をもうて陳述させ、若しくは証拠その他の必要な資料の提出を求めることができる。この場合において、特に必要があると認めるときは、当事者に出頭を求めて、釈明を求めることができる。

5 委員会は、事案の関係を明らかにするため必要があると認めるときは、その事案に関係あると認める者(以下「関係者」という。)の出頭を求めてその陳述を聴き、又は関係者に証拠その他の必要な資料の提出を求めることができる。

6 委員会は、必要があると認めるときは、職権で証拠調べをすることができる。

7 当事者は、審査が終了するまでは、いつでも委員会に対し、口頭で意見を述べる機会を与えられるよう申出を行い、若しくは証拠調の申出を行うことができる。ただし、委員会が必要がないと認めるときは、証拠調を行わない。

8 証拠調については、東大阪都市清掃施設組合公平委員会証拠調に関する規則(平成29年東大阪都市清掃施設組合公平委員会規則第3号)の定めるところによる。

9 委員会は、審理のつど、その要領を記載した調書を作成し、委員及び調書を作成した事務局職員が署名押印しなければならない。

(口頭審理)

第9条 委員会は、口頭審理を行う場合においては、あらかじめ口頭審理の日時及び場所を当事者に通知しなければならない。

2 委員会は、口頭審理の準備のため、期限を定めて、前条第1項の答弁書又は同条第2項の反論書の提出を求めることができる。

3 当事者は、前項の規定により提出した答弁書又は反論書に記載しなかった事実を口頭審理において主張することができない。当事者が前項の期限までに答弁書又は反論書を提出しなかったときも同様とする。ただし、答弁書又は反論書に当該事実を記載できず、又は前項の期限までに答弁書又は反論書を提出できなかったことにつき、やむを得ない事情があったことを疎明したときは、この限りでない。

4 口頭審理は、当事者の立会のもとに行う。ただし、当事者が出頭しない場合でも適当と認めるときは、これを行うことができる。

5 委員長は口頭審理において発言を許し、若しくはその指揮に従わない者の発言を禁止し、又は委員会の職務の執行を妨げる者若しくは不当な行状をする者を退席させ、その他口頭審理における秩序を維持するために必要な措置をとることができる。

6 審理場における写真の撮影、速記又は録音、拡声又は放送装置の設置は、委員長の許可を受けなければならない。

7 当事者の一方、その代理人及び代表者がともに口頭審理の期日に正当な理由がなくて出席しなかったとき、又は出席しても相手方の主張した事実について争わなかったときは、その主張した事実を承認したものとみなすことができる。

8 前条第4項から第9項までの規定は、口頭審理の場合に準用する。

(口頭審理の公開)

第9条の2 審査請求人は、いつでも、口頭審理を公開し、又は公開しないことを書面をもって請求することができる。

2 委員会は、審査請求人から口頭審理の公開の請求があったときは、口頭審理を公開しなければならない。ただし、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるときは、理由を示した上で、口頭審理を公開しないことができる。

(準備手続)

第10条 委員会は、必要があると認めるときは、委員又は事務局の職員を指名してこれに口頭審理の準備手続をなさしめることができる。

2 当事者は、準備手続において、次に掲げる事項につき協議しなければならない。

- (1) 口頭審理の期日に関する事項
- (2) 争点の整理に関する事項
- (3) 証拠の整理に関する事項
- (4) その他必要な事項

3 準備手続は、公開しない。

4 委員会は、準備手続に船ける協議のつど、準備手続調書を作成しなければならない。この場合において第8条第9項後段の規定を準用する。

(文書の送付)

第10条の2 文書の送付は、使送又は郵送によって行う。

2 文書の送付は、これを受けるべき者の所在が知れないとき、その他文書を送付することができないときは、公示の方法によってすることができる。

3 公示の方法による送付は、委員会が当該文書を保管し、いつでもその送付を受けるべき者に交付する旨を掲示してするものとする。この場合においては、掲示された日から14日を経過した時に当該文書の送付があったものとみなす。

(審査請求の取下げ)

第11条 審査請求人は、委員会が事案について裁決を行うまでの間は、何時でも審査請求の全部又は一部を取り下げることができる。

2 審査請求の取下げは、書面で委員会に申し出なければならない。

3 審査請求のうち、取下げのあった部分については、はじめから係属しなかったものとみなす。

(審査の打切)

第12条 委員会は、審査請求人の所在不明等により審査を継続することができなくなったと認める場合、又は処分者により処分の取消・修正等により審査を継続する必要がなくなったと認める場合においては、審査を打切り審査請求を棄却することができる。

2 審理に係属中処分者がある処分を取消し、又は修正したときは、処分者は委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

第4章 審査の結果執るべき措置

(裁決)

第13条 審査を終了したときは、委員会は、その結果に基づいて、速やかに裁決を行い、裁決書を作成しなければならない。

2 裁決書には、次の号に掲げる事項を記載し、委員全員が署名押印しなければならない

(1) 当事者の表示

(2) 裁決の主文

(3) 裁決の理由

(4) 裁決の日附

3 委員会は、裁決書の正本を当事者に送付しなければならない。この場合においては、当事者に裁決に対する審査（以下「再審」という。）の請求の権利がある旨を審査請求人に裁決に対する取消訴訟の提起ができる旨を併せて通知するものとする。

(指示)

第14条 委員会が法第50条第3項の規定により任命権者に指示をする場合には、書面でこれをしなければならない。

第5章 再審

(再審の請求)

第15条 当事者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、委員会に対し再審を請求することができる。

- (1) 裁決の基礎となった証拠が虚偽のものであることが判明した場合
- (2) 事案の審査の際提出されなかった新たなかつ重大な証拠が発見された場合
- (3) 裁決に影響を及ぼすような事実について、判断の遺漏が認められた場合

2 再審の請求は、裁決のあった日の翌日から起算して6月以内に行わなければならない

3 再審の請求は、書面で行わなければならない。

4 前項の書面（以下「再審請求書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載し、再審を請求しようとする者が署名押印して正副各1通を委員会に提出しなければならない。

- (1) 再審の請求をする者の氏名・住所及び生年月日
- (2) 裁決の内容及び時期
- (3) 再審を請求する事由

(再審の請求の受理及び却下)

第16条 委員会は、再審請求書が提出されたときは、その記載事項並びに再審を請求する者の資格再審の請求の期限及び再審の請求の事由等について調査し、再審の請求を受理すべきかどうかを決定しなければならない。

2 委員会は、再審の請求を受理すべきものと決定したときは、その旨を当事者に通知するとともに、当事者の一方に再審請求書の副本を送付しなければならない。再審の請求を却下すべきものと決定したときは、その旨を再審を請求した者に通知しなければならない。

(職権による再審)

第17条 委員会は、第15条第1項各号に掲げる再審の事由があると認めるときは、職権により再審を行うことができる。

(審査の手続)

第18条 第3章（第9条から第10条までの規定を除く。）の規定は、再審の場合における審査の手続について準用する。

(審査の結果執るべき措置)

第19条 委員会は、審査の結果に基づいて、最初の裁決を正当であると認める場合には、これを確認し、不当であると認める場合には、最初の裁決を修正し、又はこれに代えて新たに裁決を行わなければならない。

2 第13条第1項、第2項及び第3項前段並びに第14条の規定は、前項の場合に準用する。

第6章 審査の費用

(審査の費用)

第20条 審査の費用は、次の各号に掲げるものを除くほか、それぞれ当事者の負担とする。

- (1) 第8条第5項（第9条第8項で準用する場合を含む。）の規定により、当事者が申出をした以外のもので、委員会が職権で喚問した証人の宿泊料・旅費及び日当
- (2) 委員会が職権で行った証拠調に関する費用
- (3) 委員会が文書の送達に要した費用

第7章 雑則

(細目)

第21条 この規則に定めるものを除くほか、処分についての審査請求の手続き及び審査の結果執るべき措置に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年8月31日公平委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。